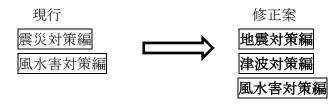
亘理町地域防災計画の見直しにおける重要事項

1. 計画構成の見直し

亘理町地域防災計画の現行の構成は震災対策編、風水害対策編となっておりますが、これから 修正する計画については下記の図とおりに再編します。



2. 想定する地震及び津波について

【地震】

- 1)海溝型地震(東北地方太平洋沖地震) 東北地方太平洋沖地震のような発生確率は低いが、最大クラスの海溝型巨大地震に起因する高 レベルの地震動
- 2) 海溝型地震(宮城県沖地震(単独・連動)) 周期的に発生する宮城県沖地震
- 3) 内陸直下型地震(長町-利府断層帯の地震) 発生確率は低いが、内陸直下型地震(長町-利府線断層帯)に起因する地震動

【津波】

- 1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震津波)
- 2)最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波 (宮城県沖地震)
- 3)遠地津波
 (チリ地震津波)
- 3. 各団体との意見交換会における主な課題(平成24年12月~平成25年3月 25団体 約400名)
 - 1) 避難道路
 - ①渋滞対策(南北道路に誘導員付けて西に車を流す)
 - ②地区別のルート設定
 - ③踏切の改良
 - ④海抜表示看板の設置
 - ⑤避難誘導看板の設置
 - ⑥応急的な駐車スペースの確保
 - ⑦積水フィルムやケーヒンワタリ等の企業との協定
 - ⑧ガソリンスタンド渋滞対策

- 2) 避難場所·避難所
 - ①学校の鍵の管理体制(学校と地域の連携)
 - ②学校施設の整備(学校周辺道路の整備、校門の拡幅、校舎外階段の設置)
 - ③県立亘理高校との災害協定
 - ④避難タワーの整備
 - ⑤避難所運営マニュアルの作成
- 3) 情報伝達·連絡体制
 - ①防災無線
 - ②コミュニティFM、エリアメール、防災メールの有効活用
 - ③衛星電話の整備
 - ④避難所、消防団に対する指揮命令系統
- 4) 給水対策
 - ①井戸水の活用(検査体制、自主防でのタンク設置、給水場所の表示)
 - ②プールからの給水
- 5) 炊き出し
 - ①給食センターの活用
- 6) 各種訓練
 - ①沿岸部から亘理小中、逢隈小中、吉田小への車避難
- 7) 備蓄倉庫・備蓄品
 - ①薬、発電機、ライフジャケット、ボート、簡易トイレ
 - ②ガソリン(他県との協定)
- 8) 防災教育
 - ①すぐ避難、避難後は戻らない(津波防災教育の徹底)
- 9) 災害時要援護者
 - ①高齢者や障害者の避難方法
- 10) 医療救護体制
 - ①薬や水の確保
 - ②医療チームの指揮系統
 - ③岩沼薬剤師会や歯科医師会との協定

11) 監視カメラの設置

①遠隔システムや定点カメラ

4. 計画においての対策及び方向性

1)避難道路

地震・津波発生時は、道路の損傷や倒壊家屋、さらには交通渋滞等が考えられるため、避難については徒歩によることが原則となる。しかし、本町の地形的な特徴と避難場所までの距離、災害時要援護者の対応から、やむを得ず車で避難せざるを得ない場合がある。このため、地域ごとに避難路を設定するとともに、避難道路に接する国道、県道交差点における渋滞の緩和について警察署と協議して検討するとともに、応急的な駐車スペースの確保や企業との協定による緊急退避場所について検討し、踏切の改良についてはJRとの協議をする必要がある。

また、町外から来られた方のための避難誘導看板及び海抜表示看板の設置についても検討する。

2) 避難場所・避難所

避難所となる学校の夜間時等における鍵の管理体制として、学校周辺の自主防災会長(行政 区長)との連携を図る必要があり、沿岸部の学校については、外階段を設置することで、津波 発生時の緊急避難場所として指定について検討する。また、津波到達までに避難場所へたどり たどり着けない場合を想定して、津波避難タワーの整備をする。

避難者受入れ体制の強化から避難場所周辺の道路整備や防災広場及び防災公園の整備を検討するとともに、県立亘理高等学校の避難所指定に関する災害協定について、県教育庁と協議する。

3) 情報伝達・連絡体制

今回の震災において、各自主防災会(行政区)との連絡体制がうまくいかなかったことが反省 点として多くあげられた。このため、防災行政無線の整備や FM あおぞらの利活用、そしてエリ アメールといったことで対応を検討する。また、消防団に対しては、無線を配備して分団ごとの 指揮系統を再確認する。

災害が大規模になればなるほど情報伝達、連絡体制が大切になってくるため、停電やガソリン 不足であっても情報伝達ができる体制づくりと外部機関との通信手段としての衛星電話の整備に ついて検討する必要がある。

4)給水対策

平成 20 年に各地区の井戸水について検査を行ったこともあり、自主防災会において独自に給水活動を実施したところもあった。また、農業用タンクや柄杓を利用することで、給水時間の短縮を図る工夫をする自主防災会もあった。

今回の震災の経験から、井戸水の再検査の要望が多くあげられたこともあり、早期の対応が必要である。また、停電時のポンプ稼働に必要な発電機や燃料、給水場所の表示旗の備え、そして、生活水の確保のため、プールや打ち込み消火栓についても活用する。

5) 炊き出し

多くの避難者の食事の準備をするためには、場所と調理器具、そして衛生管理が大変重要であり、 野外での炊事はおにぎりをにぎることくらいしかできないのが現実である。長期的な避難生活を考 慮すると栄養管理も必要であり、大量に調理するスペースの確保と栄養士の配置、そして、給食セ ンターの利用について再検討する必要がある。

6) 各種訓練

訓練の想定や目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にするとともに、自主防災会や参加者自身の判断も求められるような実際の災害に合わせた内容の訓練を検討する。

7) 備蓄倉庫・備蓄品

各小学校体育館に設置してきた備蓄品を充実させるとともに、総合的な大規模な備蓄倉庫の設置を検討し、支援物資搬入出の拠点整備に努める。また、沿岸小中学校においては、津波に備えた備蓄品としてボート及びライフジャケットの備蓄について検討する。

ガソリン不足に苦慮した経験から、他県市町村との協定の検討や代替エネルギーシステムの整備について検討する。

8) 防災教育

震災の教訓を後世に伝承し、その記憶を風化させないような教育システムや「津波てんでんこ」 のような防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を子供のころから植え付けるよう努める。

また、自分の身は自分で守るといった自助、地域での協力による共助について再確認するととも に、各自主防災会における防災リーダーの育成を図るための防災講習会や研修会を実施する。

9) 災害時要援護者

災害時要援護者の避難誘導や安否確認のため、平常時から自主防災会や民生委員との情報の共有に努める。また、避難所における要援護者への配慮及び福祉避難所の指定についても検討する。

10) 医療救護体制

震災後に診療をしている医療機関の周知方法や医療に必要な燃料や水の確保について町と医師 会の連携を図る。また、薬の確保方法として、岩沼薬剤師会や製薬メーカーとの災害協定につい て検討する。

11) 監視カメラの設置

津波襲来時の監視体制として、わたり温泉の屋上に設置したNHKの定点カメラや阿武隈川に設置している国土交通省の河川情報カメラの活用について検討する。